

令和5年3月2日

令和5年第1回桂川町議会定例会

行政報告並びに施政方針、提案理由の説明

おはようございます。

3寒4温の言葉通り、日ごとに春の訪れが感じられる季節になりました。

新型コロナウイルス感染症は、様々な様相を呈しながらも、ようやく出口が見えてきたような期待感を感じています。その要因は国の方針として来る5月8日から感染症分類を「2類相当」から「5類」に移行することが決定したことと感染状況が落ち着いていることにあります。今後、課題はあると思われませんが、終息に向かって順調に進んでいくことを念願しています。

また、ロシアがウクライナに侵攻してから1年が経過し、さらに戦争が激化していることが心配されます。戦争の犠牲になっている人々のことを想うと、やりきれない思いで言葉になりません。一刻も早い停戦と平和的な解決を切に願う次第であります。

さて、本日は、令和5年第1回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私ともお忙しい中にも拘わりませず、ご出席をいただき心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告、令和5年度施政方針及び本日ご提案します議案等の提案理由についてご説明いたします。

はじめに、本年3月31日をもって退職します職員は、一般職1名、保健師1名、保育士1名の計3名の予定です。4月1日の採用予定者は、昨年の職員採用で生じた欠員の補充及び業務量の増加等に対応するため、一般職5名、保健師3名、保育士2名、浄水場現業職1名を内定しているところです。

次に、犯罪等により被害を受けた人及びその家族や遺族は、直接的な被害に加え誹謗中傷等の「二次被害」や「再被害」を受けるケースが多いため、国は平成16年に「犯罪被害者等基本法」を、福岡県は平成30年に「福岡県犯罪被害者等支援条例」を制定しています。

本町においても、犯罪被害者等を社会全体で支えるとともに誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すために「桂川町犯罪

被害者等支援条例について」上程していますのでよろしくお願いします。

次に、これまでの個人情報保護制度は、国や地方公共団体、民間事業者ごとに複数の法制度が存在し、規制の不均衡や不整合が生じ易いため、令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定され、「個人情報の保護に関する法律」が改正されました。この改正により、個人情報の取り扱いが同じ法律に基づくこととなり、新たに国の「個人情報保護委員会」が全体を所管することになりました。

このため、現行の「桂川町個人情報保護条例」等を廃止し、新たな法を施行するために「桂川町個人情報保護法施行条例について」上程していますので、よろしくお願いします。

次に、消防団の皆様が昼夜を問わず住民の生命、身体、財産を守るために献身的に活動されていることに対しまして、心から感謝申し上げます。

全国的に、災害の多発化・激甚化が進み、消防団の役割は大変重要になっています。消防団員の労苦に報いるとともに士気向上を図るため、処遇改善の条例改正について上程していますのでよろしくお願いします。

次に、地方公務員法の一部が改正され、職員の定年齢が引上げられることになりました。

法改正の主な内容は、定年の年齢を令和5年度から2年毎に1歳ずつ引上げ、令和13年度から65歳とすること。役職定年制を導入し管理監督職の上限年齢を60歳とすること。定年前再任用短時間勤務制を導入することなどです。

今回の法改正を踏まえ、円滑な定年齢引上げに取り組んでまいります。

次に、ふるさと応援寄附金事業については、返礼品の拡充や寄附をいただいた方への御礼とPRを兼ねたパンフレットの送付、Webサイトをはじめとする事業のブラッシュアップに努めてきましたが、返礼品のメインであった生産工場の移転等による受付停止などが影響し、本年2月20日時点での寄附受入は3,996件で4,067万7千円、前年度の約70%という状況にあります。

今後の取り組みとして、返礼品の開発・登録や受付サイトの拡大、クラウドファンディング方式の導入等を検討し、事業の推進を図ってまいります。

次に、嘉飯圏域定住自立圏については、平成30年3月に飯塚市と本町及び飯塚市と嘉麻市がそれぞれ協定を締結し、連携事業に取り組んできました。

今般、現行の共生ビジョンの計画期間が終了することから、これまでの成果や社会情勢の変化を踏まえ、第2次共生ビジョンの最終案を調製したところです。

なお、新規に「体育施設の相互利用」を加えたことに伴い、協定の一部を変更する協定の締結が必要になったため、議案を上程していますので、よろしく申し上げます。

次に、公共交通網の整備促進のため「地域公共交通会議」について国・県の動向や他団体の先行事例等を検討・協議する中で、道路運送法を根拠法令とする『地域公共交通会議』と、地域公共交通活性化再生法を根拠法令とする『法定協議会』の機能を併せ持つことにより、各種施策の効率性や実効性を高めることが望ましいことが分かりました。

公共交通は、経済活動や住民生活を支える重要な社会基盤であります。本町の将来を支える交通インフラの整備を着実に進めるための「地域公共交通計画」を策定したいと考えています。

次に、現在の「桂川町誌」は昭和42年8月1日付けで発刊され、以来55年が経過しています。このため、以前から新たな町誌の編集について必要性を感じていましたが、その時々々の社会情勢や本町の現状からして着手できないまま現在に至っています。町誌は町の歴史や住民の暮らしを後世に伝えるという大切な意義と使命があります。そのため正確な史実に基づく編集作業が求められ、多くの人たちの協力が欠かせません。

また、世代間の切れ目を生じさせないためにも、令和5年度から「新修桂川町誌」の編集に向けて準備室を設置し、具体的な作業に取り組んでいく必要があると考えています。

なお、本件に関する予算の計上は、編集方針等を取りまとめたうえで、計上したいと考えていますのでよろしく申し上げます。

次に、桂川駅ホームの待合室設置に関する要望については、本年2月20日にJR九州筑豊篠栗鉄道事業部より「ホーム上の待合室の設置は困難」という回答がありました。理由として、鉄道施設においては交通バリアフリー法制定に伴い、国が定める公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドラインに即し、JR社内規定を満たす施設幅の確保が必要であり、待合室を設置した場合、これに必要な通路幅が確保できなくなるということです。また、本要望についてはJR九州に文書による回答を求めていましたが、陳情、要望に対する文書回答は行っていないということであり、口頭にて回答を受けたところです。

今後は、k e i s e nまちプラザを活用しながら駅利用者の利便性を図っていきたいと考えています。

次に、県道豆田稲築線（九郎丸工区）については事業着手から4年目を迎え福岡県飯塚県土整備事務所において、道路整備に必要な用地等について地権者との協議が進められているところです。移転補償の対象となった土地の代替地に本町の遊休地を活用するなど、桂川町としても地元協議等の支援を行い、早期の実現に向けて事業の推進を図っているところです。

次に、二反田団地B棟の完成に伴い、本年4月より入居戸数が77世帯になります。移転後に空き家となる二反田団地、土師団地、椿団地の住宅については計画的に解体を行ってまいります。また、町道新町狩野線については、車両2車線片側歩道の整備を進め、令和5年度の完成を目指しています。

なお、今回の二反田団地B棟への住居移転により、椿団地の世帯数が著しく減少するになります。このため、区として運営を続けることは困難という地元からの相談を受け、本年3月末を持って区を解散し、4月より隣接する土師2区に編入する手続きを進めているところです。

次に、町道土居瀬戸線の土居四角から桂川郵便局の駐車場付近までの道路は、児童生徒の通学路になっていますが、幅員が狭く、水路が平行して走っているため、危険な状況にあります。今後、道路の改良に取り組む必要があると考えています。

次に、県道豆田稲築線については、既存の県道の管理区間に対し、嘉穂総合高校北側交差点から桂川町役場までの道路整備完了後に、道路区域を変更する協定を締結していました。この度、すべての引継ぎ事項が完了し、令和5年4月1日より道路の移管を行うため、町道路線区域の変更、廃止、認定について上程していますのでよろしくお願いいたします。

次に、現在、税金・使用料等の公金収納については、役場会計窓口及び指定金融機関等にて行っていますが、収納機会の拡充及びキャッシュレス化による利便性の向上を図るため、コンビニでの納付やスマートフォンによる電子決済を可能とする収納システムが令和5年度よりスタートします。納付書の裏面に記載された事項を参考にご活用いただきますようお願いいたします。

次に、国民健康保険税については、令和5年度から資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式に改めるとともに、一部の税率・税額の引

き下げを実施します。納付書の送付や納付時期等は、従来と変わりません。

また、出産育児一時金制度の見直しに伴い、関係条例の改正案を上程していますのでよろしくお願いします。

次に、令和4年度の桂川町プレミアム付き商品券事業の実績は、1万6,619冊が発行され、プレミアム分を含めた総額2億1,604万7,000円のうち、2億1,526万1,500円(99.6%)が利用・換金されています。

令和5年度は、商工会と協議を行い、キャッシュレス商品券の部分的な導入も含めて、住民のみなさんの購買意欲の喚起及び商工業者の支援に取り組みたいと考えています。

次に、農業委員会委員の任期は、本年7月19日までとなっています。改選に当たり、3月15日から4月14日までの1か月間、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦受付並びに募集を実施いたします。

農業委員は、候補者評価委員会が評価を行い、議会の同意を得て町長が任命し、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱することとなっています。

次に、農業振興については、将来の農地利用計画を明確化する「地域計画」の策定に取り組むとともに、農地や農道、水路などの農業環境保全のため、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した取り組みを支援してまいります。

また、新規就農者には、県や農協と連携しながら育成総合対策事業を活用し、販路開拓や特産品開発など定着支援と活性化を図ってまいります。

次に、県営事業として取り組んでいます桂川中学校横の「七浦ため池」の改修につきましては、現在、国の事業審査を受けている段階で、令和5年度に事業に着手する予定です。

次に、土師保育所の建て替え事業に係わる取り組みについては、関係する部署との検討・協議を行い、建て替え等に関する課題等の整理に努めているところです。

次に、昨年4月に民営化しました「吉隈保育園」の新園舎建設につきましては、世界的な物価高騰、資材不足等により、計画が先延ばしになっている状況です。現時点における社会福祉法人「明見会」の意向は、令和5年度中に国に交付金の申請を行い、着工したい意向だとお聞きしています。

次に、令和5年度の保育所入所受付状況については、現在のところ入所

利用調整により、345名の申込に対し、全員受け入れが可能な状況です。

次に、本年4月から国の行政庁として「こども家庭庁」が設置されます。これに伴う関連条例・4議案を上程していますので、よろしく申し上げます。

なお、本町における「こども家庭センター」については、健康福祉課内に新たに「母子保健係」を設置し、国・県からの情報提供の受け皿として業務を行うとともに、課内及び関係課の業務を分担し、住民ニーズに応えられる効率的な運営を図っていきたいと考えています。

次に、子育て世代の負担軽減策として、町が補助している小中学校の給食費補助金を、現在の児童生徒一人当たり月100円から500円に引き上げたいと考えています。

次に、給食共同調理場については、建設後18年が経過し、運営管理に支障をきたさないよう調理場施設の簡易貫流蒸気ボイラーの入替や高圧ケーブルの更新等を行いたいと考えています。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響で中止を余儀なくされていた社会教育の関係事業については、関係団体と連携・協力しながら開催に向けて努めてまいります。

社会教育の新規事業として、福岡県と桂川町、飯塚市、嘉麻市の3市町が連携し、嘉飯桂の将来のリーダーを養成する人材育成事業に参画したいと考えています。これは中学2年生を対象に、地域に縁のある著名人の講義や体験、グループワーク等の合宿型プログラムを実施するものです。

また、コロナ禍で停滞が心配される地域公民館活動は、徐々に活動が再開されており、「地域はつらつ応援成金」事業を活用した活性化支援を継続してまいります。

次に、町立図書館では、特色ある図書館活動の充実に努め、読書活動を推進します。ブックスタート事業は、絵本を介して親子の心の“きずな”を育むためにも継続して行い、子ども対象のおはなし会やおりがみ教室、大人を対象とした折り紙教室や朗読会などを開催します。

次に、本町では令和元年12月に「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しています。人権・同和問題は、社会情勢の進展にあわせて多様化し複雑になっているため、正しく学ぶことが大切です。

今後とも、町民一人ひとりの人権が大切にされる町づくりを目指して、取り組んでまいりたいと考えています。

王塚装飾古墳館では、令和2年度に策定した保存活用計画に基づき、保

存と活用の取り組みを進めています。令和5年度は、4年度の調査結果をもとに、石室内の鋼管支柱や照明器具の見直し、公開期間の拡大などについて検討を進めます。

また、コロナの影響で見送っていた王塚古墳の特別公開については、事前予約、人数制限などを行い、春の公開に向けて取り組んでまいります。

次に、一般会計予算について、ご説明をいたします。

まず、承認第1号・令和4年度桂川町一般会計補正予算・専決第5号については、補正額2,174万6千円を追加し、予算の総額を71億4,219万2千円と定めたものでございます。

今回の補正は、各公共施設への電気供給契約の変更に伴う電気料金の追加や、国の出産・子育て応援交付金事業費、コンビニ・スマホ収納導入のための事前テスト経費等を計上しています。

次に、議案第18号・令和4年度桂川町一般会計補正予算第5号については、補正額1,720万8千円を追加し、予算の総額を71億5,940万円に定めようとするものでございます。

補正の主なものは、西鉄バス路線運行補助金や障害者自立支援給付費、新型コロナウイルスの集団接種事業負担金などを計上しています。

次に、令和5年度一般会計予算についてご説明いたします。

総務省が示した令和5年度の地方財政対策の概要は、「極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地域社会のデジタル化や脱炭素化の推進等に対応するために必要な経費を充実して計上するとともに、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、『経済財政運営と改革の基本方針2022』等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。」とされたところです。

このような状況の下、本町の令和5年度予算は、対前年度比7.1%減の58億1,369万円に定めようとするものです。

それでは、予算の主な内容についてご説明いたします。

まず、歳入予算の1款・町税ですが、2項・固定資産税は新築家屋の増

等により3.7%の増、また、4項・町たばこ税は加熱式たばこの課税方式見直しの影響等により9.1%の増を見込み、町税全体で2.6%増の11億8,777万6千円を計上しています。

次に、11款・地方交付税は、地方財政計画において国全体の総額は18兆3,611億円で、前年度と比べ1.7%、3,073億円増とされています。

本町の場合、普通交付税については前年度決定額から3.1%減の18億6,265万円を見込んでおり、当初予算の計上額を17億7,705万7千円としています。

また、特別交付税については、令和3年度決定額から、約20%減の2億円を計上しています。

次に、18款・寄附金では、ふるさと応援寄附金を前年度と同額の1億円計上し、19款・繰入金では、財政調整基金ほか3基金について、それぞれの基金条例の設置目的に沿った繰り入れを行っています。

22款・町債では、町営住宅二反田団地B棟の建設完了により、前年度より78.3%減の1億1,111万7千円を計上しています。

続きまして、歳出予算についてですが、2款・総務費において、ふるさと応援寄附金に係わる事業費やマイナンバーカードの普及経費等のほか、新規として、令和5年度から開始します町税等のコンビニ・スマホ収納や、地域公共交通計画の策定、ハザードマップの更新に係る経費などを計上しています。

3款・民生費では、障がい者や高齢者、幼児・児童に係わる社会保障関係費を計上しています。新規では、第9期高齢者福祉計画及び第3期障がい者計画等の策定経費や私立保育園が実施する延長保育及び一時預かり事業に係る補助金などです。

4款・衛生費では、各種予防接種や健康増進事業など、町民の皆様が健康で衛生的な生活環境を保持するための関係経費を計上しています。新規では、令和4年度途中から開始しましたアピアランスケア推進事業補助金に加え、小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業助成金などを計上しています。

5款・労働費では、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター委託料や若年者専修学校等技能習得資金貸与金などを計上し、6款・農林水産業費では、新規就農者に対する補助金やため池ハザードマップ作成費、水利施設改修事業費のほか、七浦ため池改修に係る負担金を計上しています。

7 款・商工費では、商工業の振興や消費者行政に関する経費などを計上し、8 款・土木費では、道路橋梁の維持・改良費や空き家実態調査業務委託料を新規計上しています。

9 款・消防費は、飯塚地区消防組合負担金や町消防団の組織運営・装備充実に係る経費を計上するとともに、国の指導による消防団員の報酬及び費用弁償等の見直しに伴う経費等を計上しています。

10 款・教育費では、小中学校における 1 人 1 台タブレット端末による G I G A スクール推進事業や 30 人以下の少人数学級編成、習熟度別授業を行うけいせん学力アップ推進事業、土曜学習教室等の学力向上を図る取組のほか、セカンドスクール事業、王塚古墳石室安定化に関する経費を計上しています。

以上が一般会計予算の概要でございます。

なお、本日ご提案します議案は、桂川町教育委員会委員並びに桂川町固定資産評価審査委員会委員に関する同意案件が 2 件、専決処分の承認が 2 件、協定の一部を変更する協定の締結が 1 件、町道路線の変更、廃止及び認定に関するものが 1 件、条例の制定に関するものが 2 件、条例等の一部改正が 2 件、関係条例整備に関する条例の制定が 1 件、条例の一部改正が 10 件、令和 4 年度補正予算が 1 件、令和 5 年度の一般会計及び特別会計予算が 6 件の計 28 件でございます。

人事案件につきましては、私から、その他の議案等につきましては、担当課長が説明いたしますので、慎重審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告、施政方針及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。